

2024年度の総代選挙区

| | | | |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-------------------|
| 選挙区① | 対象地域 | 選挙区⑥ | 対象地域 |
| 佐賀市北ブロック 定数 45 | 高木瀬東 久保泉町 高木瀬西 神野東 高木瀬町 駅前中央 八丁畷 新中町 若 楠 神野西 高木瀬団地 神 園 日の出 八戸溝 若 宮 鍋島町鍋島 鍋島町 鍋島町八戸溝 開 成 鍋島町蛸久 金立町 高木瀬城北団地 鍋島町森田 三瀬村 | 鳥栖・三養基ブロック 定数 5 | 鳥栖市 三養基郡 |
| 選挙区② | 対象地域 | 選挙区⑦ | 対象地域 |
| 佐賀市中央ブロック 定数 26 | 柳 町 栄 町 大 財 大財北町 紺屋町 長瀬町 田 代 道祖元町 高木町 伊勢町 東佐賀町 与賀町 松 原 川原町 愛 敬 末広町 材 木 西田代 巨勢町 昭栄町 兵庫町 中折町 中央本町 新生町 中の小路 六座町 天 神 西魚町 多布施 下田町 呉服元町 八 戸 成章町 嘉瀬町 唐人町 天祐団地 駅南本町 天 祐 八幡小町 緑小路 白山町 鍋島八戸 蓮 池 兵庫南 新栄 兵庫北 | 多久・小城ブロック 定数 33 | 多久市 小城市 |
| 選挙区③ | 対象地域 | 選挙区⑧ | 対象地域 |
| 佐賀市南ブロック 定数 14 | 西与賀町 中の館町 光 赤松町 本庄町 鬼丸町 水ヶ江 北川副町 城 内 朝日町 堀川町 今宿町 南佐賀 新郷本町 木 原 | 武雄・杵島ブロック 定数 9 | 武雄市 杵島郡 |
| 選挙区④ | 対象地域 | 選挙区⑨ | 対象地域 |
| 佐賀市大和ブロック 定数 9 | 大和町 富士町 | 神埼ブロック 定数 7 | 神埼市 神埼郡 |
| 選挙区⑤ | 対象地域 | 選挙区⑩ | 対象地域 |
| ありあけ東ブロック 定数 9 | 諸富町 川副町 東与賀町 久保田町 | 唐津・東松浦ブロック 定数 17 | 唐津市 東松浦郡 |
| 選挙区⑪ | 対象地域 | 選挙区⑫ | 対象地域 |
| 伊万里・有田ブロック 定数 3 | 伊万里市 西松浦郡 | 鹿島・嬉野・藤津 ブロック 定数 3 | 鹿島市 嬉野市 藤津郡 |

【候補者の登録について】

- (1) 被選挙権を有する全ての組合員は、自由に立候補し、また被選挙権を有する組合員の中から候補者を推薦することが出来ます。但し、立候補できる組合員の条件は以下の①～③を全て満たす方です。また立候補できるのは、所属する選挙区に限られます。
 - ①2024年1月31日現在の佐賀県医療生協組合員名簿に登録された組合員本人であり、現在も組合員であること。
 - ②現在の組合員登録住所が佐賀県内にあるか、または勤務地が佐賀県内にあること。
 - ③佐賀県医療生協の役員（理事・監事）、または総代選挙管理委員は候補者となることができません。
- (2) 候補者を推薦する時は、推薦を受ける組合員の同意をあらかじめ得ておかなければなりません。
- (3) 候補者は、当選が確定するまでの間、いつでも候補者登録を取り消すことができます。

【選挙について】

- (1) 候補者が選挙区ごとの定数以内である選挙区については、投票を省略して候補者全員を当選人とします。
- (2) 候補者が選挙区ごとの定数を超えた選挙区については、選挙区選挙管理委員会を設け選挙をおこないます。